

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 川田工業株式会社

業者の住所 : 富山県南砺市苗島4760

2 指名停止措置期間 : 令和3年3月3日～令和3年4月2日 (1か月)

3 指名停止措置の範囲 : 東京支社管内 (信越)
関東甲信工事事務局管内 (信越)

4 事実概要

当該業者及び当該業者の使用人は、長野県が発注した道路工事において、平成31年2月23日仮索道用鉄塔が倒壊する事故を発生させ、松本労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、令和元年9月11日に至るまで報告書を提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和2年11月25日に松本簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15項(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	認定した日から1か月以上9か月以下
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)